

## 農地中間管理事業に係る大雨災害に対する支援措置 の申請手続きについて

公益財団法人やまがた農業支援センターが行う農地中間管理事業において、令和6年7月25日からの大雨災害に対する支援措置については、以下のとおり取り扱う。

### 1 賃料の支払猶予申請

大雨災害により賃料を約定支払日までに支払うことが困難な場合は、受け手は賃料の支払猶予を申請することができる。

なお、申請にあたっては市町村長（農業委員会会長）の意見（証明）が必要となる。

#### ① 対象年度

令和6年度とする。

#### ② 申請書類

・災害等に係る賃料の支払猶予申請書（受け手）：様式第7号（市町村長等の意見）

#### ③ 申請期限

令和6年9月30日（月）

#### ④ 申請方法

対象農地がある市町村を経由して②の書類を提出

#### ⑤ 支払猶予後の支払日（振替日）

令和7年3月3日（月）

（注意事項）

- ・出し手に対しては、センターより契約どおり支払う。
- ・申請は契約単位とする。（同一契約農地の一部だけの支払猶予はできない）
- ・支払猶予後の支払日までの延滞利息は発生しない。
- ・支払猶予を受けた者（受け手）の賃料は、支払猶予後の支払日に口座振替する。
- ・支払猶予期間中は、原則、解約や権利移転はできない。

### 2 賃料の減額申請

大雨災害により賃料を減額する場合は、受け手（借受者）と出し手（貸付者）の同意により賃料の減額申請をすることができる。

#### ① 対象年度

原則令和6年度とする。ただし、災害復旧等に期間を要する場合は、翌年度も対象とする。

**② 申請書類**

- ・ 災害等に係る賃料の取扱いに関する同意願い（受け手）：様式第2号
- ・ 同意書（出し手）：様式第3号

**③ 申請期限**

令和6年9月30日（月）

**④ 申請方法**

対象農地がある市町村を經由して②の書類を提出

（注意事項）

減額終了後は減額前の賃料に戻る。翌年度も減額する場合は、その都度減額申請するものとする。